

令和5年12月3日 第1回 津雲台留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
○ 民間委託について		
1	津雲台育成室が民間委託候補に選定された理由を教えてください。	【資料①基本編～P.8参照】【Q&A No7参照】 選定基準を満たす育成室の中から時機的にも最適な育成室を選定しています。津雲台育成室においては、配慮を要する児童についても他の育成室よりも多いため、待機児童解消の観点からも効果が高いと考えています。
2	民間委託したからといって指導員が集まるのか。	【Q&A No6参照】
3	民間委託した場合、待機児童は解消され放課後キッズスクエアは運営されないという認識でよいか。	放課後キッズスクエアについては、待機児童を対象とした事業であるため、民間委託後は放課後キッズスクエアを実施することはありません。
4	民間委託すればキッズスクエアは取りやめ、4年生以下の希望者全員が待機児童となることなく育成室に入室できるという理解でいいのか。また、そもそもキッズスクエアを開始することなく民間委託を前倒しして行い、待機児童ゼロとすることはできなかったのか。	委託育成室については、仕様書において指導員の配置人員を規定するため、現状においても委託育成室に待機児童は発生していません。 また、委託する育成室の選定については、令和5年度から4年間で8か所程度委託することを計画として位置づけ、保護者の皆様への御説明や引継ぎ、委託後の検証なども丁寧に進めることに加えて、事業者から確実に応募してもらうために年に2か所、その時機に最適な育成室を候補として選定してきました。しかしながら、今後の児童数及び指導員数の見込を考慮すると3年生を含む待機児童が発生することも想定されたため、今年度に4か所候補として選定し、計画を1年前倒しすることとしました。
5	教室の広さについて、津雲台育成室は教室の広さの問題で待機児童が発生している。放課後キッズスクエアでは、多目的室を使用しているが、民間委託する前に多目的室を育成室として利用して、育成室の広さを確保してほしい。	多目的室については、授業で使用するため継続的に育成室として使用することができません。現在、継続的に使用できる新たな教室（最大定員45人）を確保できるよう学校と協議中です。
6	今の利用率から令和7年度以降の在籍児童数を算定して、保育が充分確保できるようにしてほしい。	児童数について、現時点での推計では令和7年度で166人、令和8年度以降も同水準と見込んでおり、新たな教室（最大定員45人）を確保すれば運営が可能な状況です。
7	委託事業者は、今後、民間委託する4育成室全てにおいて同一の事業者を一つのみ選定するのか。別々の事業者となる場合もあるのか、また別々の事業者となる場合はその振り分け基準を教えてください。	育成室の公募については、各育成室の業務を個別の業務として公募します。ただし、複数の育成室に一つの事業者が応募することは可能ですが、一部の業務しか選定されなかったことを理由に選定された業務を辞退することはできないとしています。また、事業者が応募する業務を選ぶため、振り分けの基準はありません。

令和5年12月3日 第1回 津雲台留守家庭児童育成室保護者説明会 事前質問に対する回答

番号	質問	回答
8	委託事業者の選定に当たって、その選考に保護者会から参加する保護者は2名ということだが、各育成室から最低でも保護者1名とするべきではないか。	【資料①基本編～P.10～参照】 吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会における事業者選定については、学識経験者などで構成される委員と合わせて、特別委員として、委託予定の各育成室の保護者からそれぞれ2名以内で参画していただきます。
9	引継保育は最大で6ヶ月間となっているが、一方で募集要領では最低20日かつ80時間とされており、この最低基準さえ満たせば良いとなると、子供たちや保護者との信頼関係構築のための期間としてはあまりにも短い気がします。これまで民間委託の実績がある育成室では引継保育の目的をどのように設定した上で、どのくらいの期間、どのような内容のこを行ってきたのか。	募集要領に記載の「20日以上かつ延べ80時間」という条件は、1教室当たりの最低条件となっているものですが、引継保育については、事業者が運営業務委託開始後に安定した運営を行うことを目的として行うものとなっています。 【令和4年度実績】吹二（3教室）：110日 1,906時間（635時間/1教室） 山二（4教室）：91日 2,274時間（568時間/1教室）
○ 引継ぎ、運営面等について		
10	事前におやつメニューを提供してもらえるのか。（アレルギーがあるため、おやつリストを1週間分ずつもらい、食べられる物と食べられない物を保護者でチェックして育成室へ提出している。） またその上で、不足分のおやつは個別で持ち込み、育成室で保管してもらえるのか。	運営業務委託がスタートする前年度（令和6年度）に直営育成室の指導員から事業者に対して、児童一人ひとりの情報を丁寧に引継ぎし、周知、徹底した上で保育を行います。 また、おやつメニューについては、あらかじめ保護者に周知することを仕様書において明記しています。
11	運動誘発アナフィラキシーを起こしたことがあるため、おやつ後（長期休暇中はお弁当の後も）1時間ほどは、激しい運動をしないよう、注意して見てほしい。	
12	アレルギー症状が出た際には、即座に保護者に連絡の上、エピペンの投与と救急車の手配など迅速な対応をしてほしい。	誤食への対応として、誤食防止の措置を講じること、エピペンの保管場所や用法の把握、指導員間での情報共有と迅速な対応、万が一誤食が起こった際の救急要請やエピペンの適切な使用、保護者及び市への連絡などを仕様書に明記しています。また、直営育成室と同様に、事業者には市で作成しているマニュアルを交付するとともに、研修への参加も案内しています。
13	学習塾や、学校にてわいせつ事件が発生しているので、大人に不信感を感じている。日本版DBSに対応してほしい。	日本版DBSについては、子供と関わる仕事に従事しようとする人が、わいせつ事案などによる犯罪歴がないことを照会できる制度として効果が期待されているものですが、国においても検討を進めている段階のため、地方自治体で先行実施することはできません。 ただし、本業務の仕様書において、未成年者に対する性犯罪歴等のある者は配置しないことを記載しています。